

社福第 6 4 2 - 1 号
河砂第 1 9 5 - 1 号
令和 3 年 7 月 5 日

各市町村長（福祉部局及び危機管理部局扱い） 様

埼玉県福祉部長
埼玉県県土整備部長

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について（通知）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、国から令和 3 年 6 月 2 5 日付け府政防第 7 6 4 号、消防災第 8 9 号、国水環防第 5 号、国水砂第 9 8 号、老高発 0 6 2 5 第 1 号、子子発 0 6 2 5 第 1 号、社援保発 0625 第 1 号、障障発 0 6 2 5 第 1 号により「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」のとおり通知がありましたので周知します。

つきましては、本件に関する留意事項のとおり適切に対応していただくとともに貴市町村所管の該当施設に対しましても、貴職から周知していただきますよう御協力をお願いいたします。なお、該当施設につきましては、貴市町村の防災担当課又は河川砂防担当課に御確認いただければと存じます。

また、県からの令和 3 年 4 月 3 0 日付け社福第 1 9 7 - 3 号・河砂第 6 3 - 3 号による「水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について(依頼)」も考慮くださいますようお願いいたします。

【水防法に基づく避難確保計画等について】

○県土整備部 河川砂防課 防災担当 TEL048-830-5137

【土砂災害防止法に基づく避難確保計画等について】

○県土整備部 河川砂防課 荒川上流域・砂防担当 TEL048-830-5141

【本文書について】

○社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 TEL048-830-3276

社福第 6 4 2 - 3 号
河砂第 1 9 5 - 3 号
令和 3 年 7 月 5 日

対象社会福祉施設等の長 様

埼玉県福祉部長 山崎 達也
埼玉県県土整備部長 北田 健夫

社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について（通知）

本県の社会福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、国から令和 3 年 6 月 2 5 日付け府政防第 7 6 4 号、消防災第 8 9 号、国水環防第 5 号、国水砂第 9 8 号、老高発 0 6 2 5 第 1 号、子子発 0 6 2 5 第 1 号、社援保発 0625 第 1 号、障障発 0 6 2 5 第 1 号により「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」のとおり通知がありましたので周知します。

つきましては、本件に関する留意事項のとおり適切に対応していただくようお願いいたします。

また、県からの令和 3 年 4 月 3 0 日付け社福第 1 9 7 - 1 号・河砂第 6 3 - 1 号による「水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）」も考慮くださいますようお願いいたします。

相談・問い合わせ先

○ 所在市町村の防災担当課（河川砂防担当課が所管している場合もあります。）

県庁所管課電話 0 4 8 - 8 3 0 - （各担当の番号）			
【水防法に基づく避難確保計画等に関すること】			
○県土整備部	河川砂防課	防災担当	5 1 3 7
【土砂災害防止法に基づく避難確保計画等に関すること】			
○県土整備部	河川砂防課	荒川上流域・砂防担当	5 1 4 1
【各施設所管】			
○障害者支援課	施設支援担当	3 3 1 4、地域生活支援担当	3 3 1 7
○高齢者福祉課	施設・事業者指導担当	3 2 5 4	
○少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2、施設整備・指導担当	3 3 2 8
	施設運営・人材確保担当	3 3 3 0	
○こども安全課	養護担当	3 3 3 1	
○社会福祉課	生活保護担当	3 2 8 0、医療保護・生活困窮者支援担当	3 2 8 2
	施設指導・福祉人材担当	3 2 7 6	